

三井住友銀行と遺言信託業務に関する協定を締結しました。

学校法人柏樹書院 日本文化大學は、三井住友銀行と「遺贈希望者に対する遺言信託業務の紹介に関する協定」を締結しました。

このたび、三井住友銀行と遺贈に関する協定を締結したことで、遺贈や寄附に関心のあ  
る卒業生や篤志家の方々に情報提供及び専門的な相談をお受けできる体制を整えて参ります。

このご遺贈、ご寄附は、本学学生の修学支援等のため大切に活用させていただきたいと  
考えております。また、一定額以上のご寄附をいただいた方のご厚意に感謝の意を表し、  
ご芳名銘板を設置させていただきます。



**【三井住友銀行の遺言信託に関するお問い合わせ先】**

三井住友銀行 相続アドバイザー一部

T e l : 0120-338-518

受付時間：平日09：00～17：00（日本時間）

<https://www.smbc.co.jp/kojin/yuigon/>（外部サイトに移動します。）

提携金融機関にて遺言信託等のサービスを利用される際は、所定の手数料・報酬等が  
かかります。

また、公証役場での公正証書遺言の作成についても別途費用がかかります。

**【日本文化大學のお問い合わせ先】**

学校法人柏樹書院 法人事務局 042-636-5211